

別表（第5条関係）

| 費目 | 内容 | 注意事項 |
|----------|--|---|
| 報償費 | 講師、出演者等への謝金等 | 補助事業者の構成員である講師等への謝金等は、1時間当たり3,500円以内とする。 |
| 賃金 | 特定の技量を要する行為又は特別な役務の提供に係る人件費 | 1 社会通念上適当な人数・時間の範囲内に限る。 2 スタッフの時給は、1人当たり1,000円以内とする。 |
| 旅費 | 講師、スタッフ等への交通費等 | |
| 需用費 | 消耗品費・燃料費・電気料・ガス代・印刷製本費・修繕費・広告宣伝費・その他物件費等 | |
| 役務費 | 電話料・郵便料・事業実施に係る保険料等 | |
| 委託料 | 事業委託費等 | |
| 使用料及び賃借料 | 会場・資機材等の使用・借上げに要する経費等 | |

備考

- 1 全て補助事業の実施に直接要する経費に限る。
- 2 以下の経費は、補助対象経費から除外する。
 - (1) 領収書その他支払いを証する書類（名宛人が申請者と同一名義のものに限る。）を提出できない経費（交通費等の実費弁償分を除く。）
 - (2) 飲食代（講師、出演者等の分を含む。）